

第5回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 令和2年11月11日(水)

招集場所 江府町山村開発センター

開 会 午前9時30分 会長宣言

出席 農業委員(11人)・農地利用最適化推進委員(5人)

1番	松本 良史	7番	遠藤 功
2番	船越 征子	8番	奥田 隆範
3番	本高 善久	9番	山本 信男
4番	加藤 直行	10番	中田 泰
5番	松原 憲治	11番	長尾 保
6番	梅田 茂		
	見山 収		谷口 一郎
	宇田川 保		竹内 求
	神庭 良昌		

欠席 農業委員(0人)・農地利用最適化推進委員(0人)

職員及び関係者 局長 松原 俊二  
農林課長 末次 義晃  
農林課 仲田 裕紀

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案 農用地利用集積計画(案)について  
第2号議案 農用地利用配分計画(案)について  
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

9番委員 山本 信男 10番委員 中田 泰

事務局： 皆さんおはようございます。定刻となりましたので第5回の江府町農業委員会総会を始めさせて頂こうかと思えます。それでは、農業委員会憲章の唱和を本高委員さんの進行でお願いしたいと思います。

委員： 全員で農業委員会憲章の唱和（進行、本高委員）

事務局： ありがとうございます。それでは加藤会長の方からご挨拶を頂きます。

会長： 改めておはようございます。本日は第5回の総会と言う事で、皆さんお揃いで開く事が出来ました。今日は3つの議案を提案させて頂きます。特に第3号につきましては、農地法の5条申請、非常に件数は少ないんですが5条申請を提案いたします。ご審議の程よろしくお願いをしたいと思います。今日は総会が終わりましてから、先月の総会で提案をいたしました、意見協議の場を設定をさせて頂きまして、皆さん方の活発なご意見、意見協議をさせて頂きたいという風に思います。長時間になりますが、よろしくご協力のほどお願いを申し上げまして、簡単ですが冒頭のご挨拶とさせていただきます。

議長： それでは早速審議事項に入らせて頂きます。まず出席確認をさせて頂きます。本日の出席定員、全員出席でございます。よって委員会定数の半数に達しておりますので規則第5条によりまして、本総会は成立していると言う事を報告申し上げます。次に議事録署名委員の指名でございます。署名委員を議長が指名することにご異議はございませんか。

委員： 異議なし（全員）

議長： ありがとうございます。それでは議事録署名委員に山本委員さん、同じく議事録署名委員に中田委員さん、願いをしたいと思います。尚会議書記は事務局を指名します。続きまして報告事項があります。事務局長さんの方より説明をお願いします。

事務局： はい、それでは報告事項の（1）につきましてご説明を申し上げます。2ページ目をご覧ください。農地の賃貸借の合意解約について通知がございましたので、報告をさせて頂きます。受付番号52番、農地が大字〇〇字〇〇〇〇〇〇〇番ほか全〇筆、合計面積が〇、〇〇〇㎡の〇でございます。借付人が〇〇〇の〇〇〇さん、借受人が〇〇の〇〇〇〇さんでございます。〇〇月〇〇日を持って引き渡しと言う事でございます。こちらの場所につきましては4ページに図を付けております。赤塗りをしてある〇筆でございます。続きまして53番でございます。土地は同じく大字〇〇字〇〇〇〇〇〇〇番〇、地籍が〇〇〇㎡の〇で、貸付人が〇〇〇の〇〇〇〇さん、借受人が〇〇〇〇さんと言う事で、同じく〇〇月〇〇日を持って引き渡しと言う事でございます。先ほど見て頂きました4ページの地図の黄色で塗ってあるところになります。続きまして3ページをご覧ください。同じくこちら合意解約でございます。受付番号54番になります。農地が大字〇〇字〇〇〇〇〇〇〇〇番、〇、〇〇〇㎡の〇でございます。もう一筆同じく〇〇〇〇番、〇、〇〇〇㎡の〇でございます。こちらそれぞれ貸付人が〇〇〇に

お住いの〇〇〇〇〇さん、借受をされておりましたのが、〇〇の〇〇〇〇さんでございます。こちら引き渡しは〇〇月〇〇日を持って合意解約と言う事が出ております。続きまして55番でございます。こちらの農地が大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番、〇、〇〇〇㎡の〇でございます。貸付人が〇〇の〇〇〇〇さん、借受をされておりましたのが、同じく〇〇の〇〇〇〇さんでございます。こちらの引き渡しは〇〇月〇〇日で解約と言う事でございます。こちらの54番につきましては5ページ、55番につきましては6ページに地図を付けております。続きましてもう1件報告事項がございます。7ページをご覧ください。電気通信業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について報告でございます。こちらの農地でございますが、大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番〇、地目は〇で、〇〇㎡でございますが、その内の〇㎡を〇〇〇〇〇株式会社の携帯電話無線基地局の設置と言う事で転用をされます。こちらの場所でございますけれども、地図を10ページに付けております。〇〇〇〇の町道を挟んだ向かい側近くになります。以上報告事項3件説明をさせていただきました。

議長： ありがとうございます。報告3件一括説明をいたしました。皆さんの方からご意見、ご質問はございませんか。中途解約が出てまいります。今おっしゃった様に契約期間が当初2年間あるのが僅か10か月、あるいは10年の契約期間が10か月あるいは2年で合意解約と言う事で、双方の事情があればやむを得ないところですが、なかなか難しい問題に来ているのかなという風に考えています。いかがでしょうか、それでは議事に入らせて頂きます。議案第1号、農用地利用集積計画（案）につきまして、事務局長さんより提案説明をお願いします。

事務局： はい、農用地利用集積計画（案）につきましてお諮り申し上げます。資料13ページをご覧ください。3件の申請が出てきております。3件とも借り手の方が〇〇〇〇さんでございます。それでは順に簡単に説明をさせていただきます。申請番号97番、農地が〇〇字〇〇〇〇〇〇〇番〇と〇〇〇〇番〇、こちらの〇筆で、合計面積が〇〇〇㎡でございます。野菜等の作付けを計画されております。貸付人は〇〇〇にお住いの〇〇〇〇さんで、期間が令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇年〇〇月になります。こちらの場所ですけれども、31ページに地図を付けております。申請番号98番、こちらと同じく〇〇字〇〇〇〇〇〇〇番〇、他全部で〇筆、合計面積が〇、〇〇〇㎡、〇〇〇〇等の作付けを計画されております。貸付人が〇〇の〇〇〇〇さんで、期間は令和〇年〇〇月〇〇日までの〇年〇〇月でございます。場所につきましては、32ページに地図を付けております。続きまして申請番号99番、大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番、地目は〇でございます。先ほど合意解約の報告をさせていただきました案件でございます。貸付人が〇〇〇〇さんで、面積が〇、〇〇〇㎡、〇〇でと言う事で計画がされております。こちらの場所でございますけれども、地図が33ページになります。〇〇〇〇さんの経営状況につきましては、18ページに記載しておりますのでご参照ください。続きまして中間管理事業に基づいた案件につきましてお諮り申し上げます。資料が19ページから28ページになります。全部で19件でございます。その内18件、申請番号78番から95番までが再設定と言う事でございます。28ページの申請番号96番が新規で1件ございます。こちらにつきましてご説明申し上げます。農地が大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番、

○, ○○○㎡の○でございます。貸付人は○○○の○○○○さんで、中間管理権によりまして鳥取県農業農村担い手育成機構が令和○○年○○月○○日まで○○年間借り受けと言う事でございます。全部で47筆でございます。こちらにつきましてはこの後の議案第2号の配分の方で出てまいります。その時は改めて協議の方をお願いする形になります。以上集積計画(案)につきまして、ご説明申し上げました。

議 長： ありがとうございます。13ページ、14ページは新規案件で基盤方に基づく貸借権の設定です。それでは審議案件について地区担当の委員さんの方から補足説明がございましたらお願いしたいと思いますが、○○地区ですので本高委員さんよろしいでしょうか。

本 高： はい、失礼します。13ページ、14ページでございます。13ページの先ほど事務局の方から説明がありました○○さん、○○○○さんの土地は○○の下手に田と畑がございます。○○○○さんが規模拡大で頑張っておられまして、この土地を借りて○○○○等をされるという事でお聞きしております。なお以前○○○○さんの所はお父さんの○○○○さんがやっておられたんですが、期限が切れて新たに新規と言う事になっております。14ページの○○○○さんの分は通称○○○と言っておりますけども、そこにあります。先ほど合意解約がありました○○○○さんが以前は作っておられました。体力的に厳しいと言うご本人からの申し出がございまして、隣接地でやっておられます○○○○さん、また息子の○○さんもその隣接地でやっておられまして、それを引き受けて、田を耕作したいという風に聞いているところの分でございます。それが新規で挙がっております。以上でございます。

議 長： ありがとうございます。本高委員さんから詳しく説明を頂きました。以下は再設定と言う事で、皆さんにご意見、ご質問を頂きたいと思えます。質問、意見はございませんでしょうか。それでは質疑を終了して採決を取ります。議案第1号、農用地利用集積計画(案)につきまして、賛成の委員の方は挙手をお願いします。

委 員： はい(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案通り決定いたしました。続きまして議案第2号、農用地利用配分計画(案)について事務局より提案説明をお願いします。

事務局： はい、農用地利用配分計画(案)についてお諮り申し上げます。捲っていただきまして36ページをご覧ください。こちら配分が3件ございます。まず1件目ですが、36ページから39ページの上段まで○○筆挙がっております。先ほど1号議案の方で承認を頂きました大字○○並びに大字○○でございます。こちら借り受をされるのが、○○○○○○○○で、令和○○年○○月○○日までの○○年間の借り受と言う事でございます。続きまして39ページをご覧ください。ちょうど中段になります。整理番号2番、場所が大字○○字○○○○○○○○番、他全部で○筆、合計面積が○, ○○○㎡の○でございます。こちら借受の方が○○の○○○○さんで、契約期間が令和○年○○月○○日



と言う事でございまして、こちらですべて〇〇〇〇〇並びに〇〇〇〇〇等もこの建物内でされると言う様な事から、従業員の安全確保並びに作業の効率化、そして〇〇〇等の〇〇〇〇という風なものに対しまして計画をされたと言う事でございます。造成の計画でございまして、取得された農地につきましては、その後に盛り土をされます。こちらの計画が資料の55ページ並びに56ページの方に挙がってきております。警戒の部分につきましては、エル型のコンクリート擁壁を用いて外周を囲んで行くと言う事で、設置後には51センチから93センチ程度の盛り土をして整地をされると言う事でございます。先ほど申し上げました〇〇〇〇〇兼〇〇でございまして、こちらの計画につきましては、57ページから60ページまでのところで図面等が挙がってきております。〇〇〇番の取得をされる土地の部分に建設を予定されております。こちらの建物でございまして、間口が12メートル、奥行きが15メートル、間口の高さが5メートル、片屋根式の鉄筋工法の建物と言う事で計画をされております。設置の場所〇〇〇番にと言う事でございまして、〇〇〇番の北側の方には農地がございまして、こちらに対しての日照等を確保する観点から擁壁につきましては、警戒部分から55センチ、自所の社有地側に引いて設置をし、その後盛り土をして整地した後に、更に2.5メートル自社側に引いて建築をすると言う事でございまして、今後冬に向かいまして降雪等もございまして、片屋根で農地側に積もった雪の落雪も考えられます。そういった観点からこれだけ引いた中での農地への被害を防除する、並びに日照の部分についても影にならないようにと言う事で計画をされています。次に敷地内で発生する水の排水処理についてご説明申し上げます。53ページ、54ページでございまして、こちらをご覧ください。ご覧のどおり会社の所有地並びに外周を緑の農業用水路が走っております。こちらの農業用水路に下の敷地内で発生した水、そういった物を入れない様にと言う事で計画を図られております。今回新設をされます黄色色でしております部分に排水路を設けられると言う事で、こちらは長さにして約35メートル、〇〇〇番の擁壁の際から〇〇〇〇〇〇〇の側溝に向けて、新たに側溝を設けられると言う事でございまして、〇〇〇番〇の隣り合わせの農地でございまして、集中豪雨的な雨が降った時に施設内の水が〇〇〇番〇の農地の方に流れ込んでいたと言う事でございまして、こういった事も解消すると言う意味もございまして、こちらの排水路の新設をされて、〇〇〇番〇への水の流れ込みを防除すると言う計画がなされております。またこの図で一直線で続けております〇〇の側溝でございまして、ちょうど〇〇〇番〇の辺りで低くなってございまして、〇〇〇番〇地先の農業用水路とは交わらない様に現在はなっております。こちらの水路につきましては、県の土木の財産でございまして、こちらと協議を重ねて頂いて、こちらの農業用水路の方に混じらない形で、隣の〇〇〇番〇に向けての側溝に繋ぐ様にと言う事で協議をされると言う事でございまして、一切農業用水路には入れないと言う様な事で計画をされております。以上のような観点から第5条の転用の計画につきまして、皆様にお諮りをさせていただきます。説明につきましては以上です。

議長： ありがとうございます。ご案内のとおり農地法5条の転用の許可申請でございまして、それでは地区担当の宇田川推進委員さんにこの状況につきまして、補足の説明をお願いします。

宇田川： 良いですか。これかなり問題があるんです。エル字溝の水路が53ページにあります  
が、この横に新しく建物が建つ、側溝はその途中からでしょ、途中からです、見てくだ  
さい地図を、〇〇の所から溝を作ってもらわないと何の意味もないんです。分かります  
かね、〇〇〇〇が建ちますが、そこの後ろにも溝がないし、黄色い溝が途中からでしょ。  
それでは何の意味もないです。60センチも、1メートル近くも上がるのに溝がないと言  
うのは、それを追加してもらわないといけないし、今度は手前の方の青線か、この間見  
て貰ったようにもうほとんど川の方に、水路に入る状態なので、蓋をしてなお且つ両サ  
イドが、溝を埋めることはできないので、川の方に入らない様にそこだけ高くしてもら  
うとか、と言う事もしてもらわないと、問題は、申請をしてオッケーは出すんですが、  
出来た時に誰が確認するんですか。許可を出しても、実際されているか、されていない  
かと言うのが問題なんです。意味は分かりますか。これでは不十分です。ここの農地だ  
け守るのではなくて、全部青線は61ページにある様に赤い所を買われるんでしょ、〇  
〇側の方は良いとしても、〇〇側の水もそうなんです、今新しく買う所の後ろには側  
溝がないわけでしょ、そこの側溝も続けて繋げてやってもらわないと、意味わかります。  
この水は〇〇の向こう側の田んぼに全部行くんです。側溝が不十分ではないですかと言  
う話です。〇〇〇番〇の間にしかU字溝の側溝が無いわけでしょ、そこの農地を守るに  
は良いんですけど、後残りのその横とか日野川沿いの田んぼには水路が、ここに青線が  
あるので水が流れていますよね、それに全部入って来るわけです。それを遮断してもら  
わないと、意味わかりますね。

長 尾： 水の流れがよくわからないんですが。

宇田川： 日野川の方に向かって流れているんです。ここだけですU字溝があるのが、

長 尾： 道の下を水路が通っているわけですね。

宇田川： 通っています。こっちも上下両方通っているんです。その水路によってこの水田は補  
われているんで、〇〇の中でこれから〇〇〇〇もするとか、〇〇もするとかと言う事  
になると、〇〇か〇〇ですか〇〇〇が、それを全部〇〇するとなると、当然〇〇が起き  
ますよね、冬は使わないから良いのではないかと本人は言っていますが、そう言った  
ことを言うこと自体が、今は水田しか作っていませんけど、これから冬の間野菜を作  
ったりいろんな事をするかもしれませんが、私はいつまで作るか分かりませんが、他の人が  
今度は変わって作る様になるかもしれませんが、だれが作っても農地と言うのは安全でな  
いと、これだけの大きな敷地の中で、ただ〇〇〇だけだったらいけど、〇〇はするは、  
〇〇〇は変えるはと言う事になると、それだけの覚悟を持ってもらわないと、これで委  
員会をしたからオッケーですと言う事ではなくて、出来たのを確認して承認をすると言  
う事をしないと、まずは建物を建てる前に敷地を作ったらそこで側溝を作って、そのう  
えでオッケーを出して建物を許可すると言う事にしないと。

議 長： はい、それでは地区担当の宇田川推進委員さんから今の様なお発言がございました。  
それで一旦担当の委員の方の説明は以上にして、具体的に皆様のご意見を伺って審議

に入りたいと思います。この案件は私も以前から聞いておまして、宇田川推進委員さんが長期間に渡っていろいろと相手と話をしたり、現地に行って述べたりして、周辺農地の保全管理を中心としながら、長くご指導を頂いておったと言う事でございます。ただそういう状況にあっても、先ほど宇田川推進委員さんの方から周辺の農地、用水路等への、いわゆる汚水とか雨水とか汚水雨水ですね、ここら辺がまだ個別に対処すべき事柄があるのではないかと、そういう様なご指摘をいただいたところでございます。これを踏まえて皆さんの方で少し検討を頂けませんか。お願いいたします。

松 原： ちょっといいですか。

議 長： はい、松原委員さん

松 原： ここの〇〇〇〇〇〇さんの〇〇〇、5条対応は江府町でも珍しくて、5年くらい前に転用の申請を出しまして、その時には図面が非常に不備だと言う事で、県の審査を一边やり直しをくらっております。今回その続きの拡張の話なんで、今回出た図面とかはきちんとされている様です。地権者、関係者の同意も付いているので良いかなと思ったんですが、当事者の宇田川推進委員さんが、田んぼを作っているところがこれでは困ると言う事になれば、もう一回きちんと再構して、〇〇〇〇〇〇さんに検討をしてもらって、それからもう一度挙げてもらわないといけないのかなと言う感じがしております。

議 長： 業者関連の農地転用と言う事で、非常にいろいろ課題がある部分がありまして、デリケートな案件だと言う事は事実です。基本は農地、用水路をいかに影響なく保存するかと言うのが基本なので、松原委員さんのご意見もしっかり受け止めたいと思います。どちらにしても汚水と雨水、場合によっては想定外の大雨が降ると思います。そう言うのが用水路に流れ出た時に影響が及ばないか、一般的にこう言うケースは非常に広い敷地ですので、溜枘を作ってそこに流し込んで、それを自己者の責任でその枘から水を排出すると言うのを事例としては挙がっている、いわゆる流さないで敷地内で溜枘でためて事業者の責任で処理をする、と言うのも一番良いやり方ではあると思います。

長 尾： 一つ良いですか。

議 長： はい、長尾委員

長 尾： ちょっと前後する様ですけども、確か前回、3ヶ月前くらい農振除外を諮って、農振除外の手続きは終わっているんですね。

事務局： 5月の総会で3件挙がった中の分でございます。

長 尾： 農振自体の除外は出来ているんですね。

事務局： はい、農振からは除外が出来ていると言うところでございます。

長 尾： 水の事は問題があると思います。

見 山： 大体沈砂池を作っていないといけないと思います。それが計画にありませんし、〇〇をすれば〇〇〇〇〇だろうし、その事もちゃんと考えてしてもらわないと。

長 尾： 〇〇〇〇だったら〇〇〇〇〇があると言うのならちょっとは良いけども、無いですね。松原委員さんが言われたけど、もう1ヶ月くらい先にさせてもらって、検討をすると言う様な事が良いのではないかと思いますけど。

宇田川： 実は〇〇〇〇〇〇さんには、今〇〇〇が出来ています。そこで色々な業者が来て農地を借り受けしています。そこを見て来いと、ただ単に1年、2年借りるだけでも相当の設備をしてきちんしている、と言う事を言って、見てきたかは知りませんが、それくらいやって行かないと、農地と言うのは一辺汚染をされてしまうと簡単には元には戻らないと、ましてや〇〇〇〇〇〇さん自身が農家でちょっとでも米を作っておられる方ならある程度はわかるでしょうが、全く理解をしてなくて、日照権の問題でもそうで、稲作には影にならないと、今の時期になったらなら田んぼの稲も刈れないと、そう言ったことも考えて行かないと、農地と言うのは守って行けないと、これだけ大規模の〇〇〇でこんな風にやられていると言うのが現状、ちょっとおかしいよと〇〇〇〇〇〇さんには、金を掛けないなら金を掛けない方法と言うのを自分たちで考えてやって行かないと、企業はそう言った責任も果たしてもらわないと困ります。と言っておきましたけれども。

議 長： その他ありませんか。はい、それでは私の方から総括をさせて貰いたいと思います。宇田川推進委員さん、直接関わっていただいております。また松原委員さん、長尾委員さん、見山推進委員さん、いろいろと貴重なご意見を頂きました。何れにしても周辺農地それから周辺農水路、そう言った部分もまだ課題があると言う事で、個別の対策が必要ではないかと言う考え方を基に、本件は再検討をすると言う事で、当総会においては審議無用、再提案と言う事で整理をしたいと思います。完了した後の管理をどのように誰が見守るのかと言う事を併せて再提案をさせていただく、と言う事で整理をさせて頂きたいと思いますが、委員さんいかがでしょうか。ご異議ございませんか。

委 員： 異議なし（全員）

議 長： それでは整理をさせて頂きたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは議事は以上で終了いたしまして、その他につきまして5点程あるようですので、事務局より一括で説明をお願いいたします。

事務局： はい、その他でございます。（1）の本年度の農地利用状況調査（農地パトロール）について再度お願いでございます。既に3つの班につきましては、完了していただいておりますが、今途中の班、計画をされている班もあるかと思います。何とか今月中に現地確認の日程の方を調整頂きまして、計画の方をお願いしたいと思います。こちらはお願い

いの案件でございました。(2) 次回の農業委員会総会について、でございます。来月、12月9日水曜日、9時半から、会場につきましては、こちら山村開発センター2階会議室と言う事でお願いしたいと思っております。(3) 皆さんに先般お配させていただきました、江府町の人権・同和教育研究集会についてのご案内でございます。今週の土曜日、14日でございます。会場がこちらの2階でございます。こちらの方につきましても、既にご都合の悪い方からは連絡を頂いておりますが、こちらの研修の方もご参加をお願いしたいと思います。(4) 鳥取県農業会議の特別研修会について、でございます。期日が11月19日木曜日、1時半から倉吉未来中心で開催されます。コロナ禍におきまして、江府町からは5名と言う事で割り当てが来ておまして、当日、加藤会長、松本委員さん、本高委員さん、遠藤委員さん、梅田委員さん、5名の皆さんにご参加いただきます。尚随行で私が公用車を運転して参りますので、こちらの方もよろしく申し上げます。(5) 次回の農地相談会について、11月19日木曜日、午後1時半から3時半、場所は山村開発センターと言う事で、お世話になします委員さんですが、奥田委員さんと山本委員さん、よろしくお願いいいたします。来月ですけれども、12月18日金曜日、時間は同じく1時半から3時半と言う事で、お世話になります委員さんは中田委員さんと遠藤委員さん、でお願い出来たらと思っております。以上です。

議長：皆さんの方からご意見、ご質問はございませんか。これ以外に皆さん何かご意見はございませんか。それでは以上で閉めさせていただきます。大変慎重なご審議をいただきありがとうございます。いろいろとデリケートな5条の転用案件については、審議無用と言う事で大変申し訳ありません。今後本件は十分に内容を詰めて皆様方のご審議に入られる様な形で、再提案と言う事をさせて頂きたいと思っておりますので、その辺はよろしくご理解のほどお願いを申し上げます。尚本総会が終わりました後10分程休憩を頂いて、意見協議に入りたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

令和 年 月 日

署名委員 9 番委員

署名委員 10 番委員